[事案 2019-219] 契約内容変更請求

•令和2年3月27日 裁定終了

<事案の概要>

契約内容が保険会社に無断で変更されたことを理由に、本来の契約に戻すことを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和55年7月に契約した定期保険を、昭和60年7月に転換し、平成20年6月にリビングニーズ特約等の付加を行った終身保険について、転換ではなく新規に加入したものであり、特約付加時に保険証券を保険会社取扱者に預けたところ、内容を無断で改ざんされたことから、死亡保険金・解約返戻金・積立配当金を元の金額に戻し、転換金を本来加入した終身保険の配当積立に戻してほしい。

<保険会社の主張>

本契約の内容は、当初から現在の保険証券と申込書の記載どおりであり、改ざんの事実はないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、転換時の事情を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社が保険証券の記載内容を改ざんしたとは認められず、その他保険 会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判 断して、手続を終了した。